

7 狭あい道路拡幅整備事業の推進事務

防災上、住環境上の問題を改善するため、幅員が4メートル未満の狭あい道路（市道）について、道路中心線から2メートル後退した用地部分の市への寄付等や支障となる塀等の移設費等の助成などにより、市民の理解・協力を得ながら地域と共働し、狭あい道路の拡幅整備を推進する。

(1) 狭あい道路拡幅整備事業の概要

建築基準法に基づき、道路の中心線から2メートル敷地後退がされる用地を市へ寄付されるときは、後退用地の整備、測量、分筆・所有権移転登記を市が行い、市道として管理する。この場合、土地所有者には後退用地内にある塀などの支障物件の移設に係る費用の一部を助成する。

自主管理（後退用地を土地所有者が自ら管理する。）されるときは、道路と後退用地の一体的な整備と管理がなされることを条件に、土地所有者に後退用地の舗装整備費を一部助成し、後退用地に係る翌年からの固定資産税及び都市計画税を非課税とする。

(2) 狭あい道路拡幅整備事業の実績

（令和6年3月31日現在）

年 度	事前協議 申出書 提出数	事前協議 確認書 締結数	事業手法		予定後退 用地延長 (m)	道路整備完了		登記 完了
			手法	件		件	延長 (m)	
令和元年度	24	29	寄 付	28	419.56	26	479.11	15
			自主管理	1	42.39	2	66.01	—
			合 計	29	461.95	28	545.12	15
令和2年度	22	21	寄 付	17	281.18	24	403.00	29
			自主管理	4	68.97	0	0	—
			合 計	21	350.15	24	403.00	29
令和3年度	20	25	寄 付	18	271.61	32	553.93	25
			自主管理	7	96.62	4	59.04	—
			合 計	25	368.23	36	612.97	25
令和4年度	16	16	寄 付	14	166.86	32	422.01	45
			自主管理	2	20.06	5	62.95	—
			合 計	16	186.92	37	484.96	45
令和5年度	10	6	寄 付	6	82.84	12	201.73	28
			自主管理	0	0.00	2	38.02	—
			合 計	6	82.84	14	239.75	28